

●香川県告示第150号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成22年4月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 取消年月日
平成22年3月31日
- 2 住所
高松市錦町2丁目4番8号
- 3 氏名
ドコモサービス四国株式会社
- 4 売りさばき場所
高松市サンポート2番1号 マリタイムプラザ高松